

障害者活躍推進計画の実施状況について

(1) 基本的事項

- ①評価年度 令和4年度
- ②機 関 名 西宮市上下水道局
- ③任命権者 西宮市上下水道事業管理者

(2) 推進体制の整備

- ①障害者雇用の推進に関する実務責任者として、「障害者雇用推進者」に上下水道総括室長を選任しています。
- ②障害のある職員から相談を受け付ける「障害者職業生活相談員」として、上下水道総務課人事チーム係長2名を選任しています。

(3) 障害者雇用率の達成状況（上下水道局）

令和4年6月1日時点の法定雇用率 2.6 %
実雇用率 2.64 %

(4) 障害のある職員の配属、職場環境の整備

- ①障害のある職員の配属に当たっては、障害の状態や勤務を行う上での配慮を出来る限り行い、職場において支障となる事情の有無等を確認し、配属先を決定しています。
- ②配属後も、障害のある職員が従事する業務の適切なマッチングができているかの確認を行い、必要に応じて職業生活相談員や健康管理室・産業医との面談を実施し、心身の状態の把握に努めています。
- ③障害のある職員が業務を行う上で、障害の特性上必要な機器や設備は出来る限り設置し、職場環境の整備を図っています。

(5) 職場の障害に対する理解

- ①次年度以降も障害に対する理解を深めるための研修等、様々な方法を検討しながら、継続的に取り組んでいきます。